

平成28年第1回幸田町議会臨時会会議録（第1号）

議事日程

平成28年2月19日（金曜日）午前9時03分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 第1号議案 幸田町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

第2号議案 幸田町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

第3号議案 幸田町職員の給与に関する条例の一部改正について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 足立初雄君	2番 伊與田伸吾君	3番 稲吉照夫君
4番 鈴木重一君	5番 杉浦あきら君	6番 志賀恒男君
7番 鈴木雅史君	8番 中根久治君	9番 酒向弘康君
10番 大嶽弘君	11番 池田久男君	12番 笹野康男君
13番 丸山千代子君	14番 伊藤宗次君	15番 水野千代子君
16番 浅井武光君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 大須賀一誠君 副町長 成瀬敦君
企画部長 大竹広行君 人事秘書課長 山本晴彦君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 桐戸博康君

○議長（浅井武光君） 皆さん、おはようございます。

早咲きの梅もほころび始める、この季節となりました。議員各位には何かと御多忙のところ、早朝より御出席を賜り、ありがとうございます。

本日、本臨時会に提出された議案は、幸田町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてを初め3件であります。慎重なる審議をお願いいたします。

臨時会招集に当たり、町長の挨拶をお願いいたします。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） 皆さん、おはようございます。

ことしの冬は寒暖の差が非常に大きく、先週末の土曜日、日曜日は春のような暖かさであったかと思えば、週が明けまして月曜日には東京でも雪がちらつく寒さとなっている状況でございます。ここにきて、インフルエンザも猛威をふるってきておりまして、全国的に警戒レベルを超えて大流行してきております。本町におきましても、小中学校でインフルエンザによる学級閉鎖も出ておる状況でございます。議員各位におかれましては、年度末を迎え公私とも御多忙と存じますが、お体には十分御留意いただきたいというふうに思っておるところでございます。

さて本日、ここに平成28年第1回幸田町議会臨時会をお願いしましたところ、議員の皆さん方には何かと御多用の中、早朝より御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、議員の皆様方におかれましては、平素より町政各般にわたりまして御理解と御支援をいただいておりますことを、また行政運営の面におきましても御指導、御高配を賜っておりますことをあわせて敬意と感謝を申し上げます。

さて、今臨時会に提案させていただきます議案は、幸田町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてを初めとする単行議案3議案でございます。後ほど私の方から提案理由とその概要につきまして説明をさせていただきますので、3議案とも慎重に御審議の上、可決、承認賜りますようお願い申し上げます。臨時会の開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（浅井武光君） ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しています。平成28年第1回幸田町議会臨時会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

開会 午前 9時03分

○議長（浅井武光君） 地方自治法第121条の規定により議案説明のために出席を求めた理事者は、お手元に印刷配付のとおりですから、御了承願います。

ただいまから、本日の会議を開きます。

開議 午前 9時03分

○議長（浅井武光君） 議事日程は、お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（浅井武光君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を5番 杉浦あきら君、6番 志賀恒男君の御兩名を指名いたします。

日程第2

○議長（浅井武光君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。これに御異議ありません。

んか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(浅井武光君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第3

○議長(浅井武光君) 日程第3、第1号議案 幸田町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、第2号議案 幸田町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、第3号議案 幸田町職員の給与に関する条例の一部改正についての以上3件を一括議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 大須賀一誠君 登壇]

○町長(大須賀一誠君) それでは、第1号議案から第3号議案までの3件につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

それでは、まず初めに、第1号議案につきましてお願いいたします。議案書1ページをお開きいただきたいと存じます。議案関係資料につきましては1ページから3ページでございますので、御参照いただきたいと存じます。

第1号議案 幸田町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由といたしましては、議会の議員に支給する期末手当の支給割合の改定に伴い、必要があるからであります。

議案書2ページをお願いいたします。

改正の概要につきましては、この条例においては施行日を整理するため第1条と第2条で区分いたしました。第1条は、この条例の第6条第2項で規定する平成27年12月に支給する期末手当の支給割合を100分の162.5から100分の167.5に、また第2条は、この条例の第6条第2項で規定する平成28年6月に支給する期末手当の支給割合を100分の147.5から100分の150に改め、平成28年12月に支給する期末手当の支給割合を100分の167.5から100分の165に改めるものでございます。施行期日につきましては、第1条の規定は施行日を公布の日とし、適用日を平成27年12月1日とするもので、第2条の規定では施行日を平成28年4月1日とするものでございます。

次に、第2号議案につきまして説明させていただきます。議案書3ページをお願いいたします。議案関係資料につきましては、4ページから6ページでございますので御参照いただきたいと存じます。

第2号議案 幸田町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由といたしましては、町長及び副町長に支給する期末手当の支給割合の改定に伴い、必要があるからでございます。

議案書4ページをお願いいたします。

改正の概要につきましては、この条例におきましても施行日を整理するため第1条と第2条で区分いたしております。第1条は、この条例の第5条第2項で規定する平成27年12月に支給する期末手当の支給割合を100分の162.5から100分の167.5に、また第2条では、この条例の第5条第2項で規定する平成28年6月に支給する期末手当の支給割合を100分の147.5から100分の150に改め、平成28年12月に支給する期末手当の支給割合を100分の167.5から100分の165に改めるものでございます。施行期日につきましては、第1条の規定は施行日を公布の日とし、適用日を平成27年12月1日とするもので、第2条の規定では施行日を平成28年4月1日とするものでございます。

続きまして、第3号議案でございます。議案書5ページをお開きいただきたいと存じます。議案関係資料につきましては、7ページから23ページでございますので御参照いただきたいと存じます。

第3号議案 幸田町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由といたしましては、国家公務員の給与の改定に準じた職員の給与の改定に伴い、必要があるからであります。

議案書6ページをお願いいたします。

改正の概要につきましては、この条例におきましても施行日を整理するため、第1条と第2条で区分をいたしております。第1条は、給料表であります別表第1及び別表第2を議案書7ページから12ページのとおり改めるもの、そして、この条例の第21条第2項で規定する平成27年12月に支給する勤勉手当の支給割合を100分の75から100分の85に、再任用職員に対する勤勉手当の支給割合を100分の35から100分の40に改めるもの、その他字句の整理を行うものでございます。

なお、附則第23項の改正につきましては、55歳を超える課長級以上の職員の勤勉手当の支給割合につきましては、100分の1.5を乗じて得た支給割合を減じるというものでございます。

議案書13ページをお開きいただきたいと存じます。

第2条では、この条例の第21条第2項で規定しております平成28年6月以降に支給する勤勉手当の支給割合を100分の85から100分の80に、再任用職員に対する勤勉手当の支給割合を100分の40から100分の37.5に改めるもの、6月及び12月の勤勉手当の支給割合を同じにするものでございます。なお、附則第23項の改正につきましては、55歳を超える課長級以上の職員の勤勉手当の支給割合につきましては、100分の1.5を乗じて得た支給割合を減じるというものでございます。施行期日につきましては、第1条の規定は施行日を公布の日とし、適用日を平成27年4月1日とするもので、第2条の規定では、施行日は平成28年4月1日とするものでございます。

以上、平成28年第1回の臨時会に提案いたしました3件の議案の説明をさせていただきました。慎重に御審議の上、全議案、御可決、承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（浅井武光君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑は1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしくお願いをいたします。理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間制限を鑑み、簡明なる答弁をお願いいたします。

第1号議案について質疑を許します。

質疑ありませんか。

なければ、以上で第1号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第2号議案について質疑を許します。

質疑ありませんか。

なければ、以上で第2号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第3号議案について質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 幾つか伺いますが、それぞれ答弁が。まず一般職、いわゆる一般職の職員の給与の関係につきましては、労働条件にかかわる改定であります。したがって、対応する労働組合とは合意をされたのかどうなのかというのが1点、それとあわせて、合意をすれば当然確認書を交わすことになっておるわけですが、合意及び確認書はどういう形で交わされて、それはいつなのか答弁がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 人事秘書課長。

○人事秘書課長（山本晴彦君） 幸田町職員労働組合との団体交渉の日時、合意形成につきましては、平成28年1月22日金曜日に団体交渉を行わせていただきました。それから、確認書につきましては28年1月1日に合意という形で確認をさせていただいております。

以上です。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 交渉を重ねて、2月1日の日に労使合意の確認書を交わしたと、こういう内容だというふうに受けとめますが、もしそれが、いわゆる2月1日に確認書という形で、私の理解ですが、それが違っておれば訂正がいただきたいということと、もう一つは、今回の条例改正に伴って本俸を引き上げる職員の数、先ほど町長がちょろっと触れて余り詳しくは触れられておられません、こういうあしき慣行というのがずっと続いておるわけですが、まあ、そのあしき慣行は何ぞやは後ほど申し上げますけれども、条例改正によって本俸の引き上げを受ける職員は何名なのか。そして引き上げられる関係の金額につきましては、資料でいきますと7ページ以降あるわけですが、これは過去のやつと引き合わせをやっていかなければちょっとなかなか難しいわけですが、いずれにしても、職員の数は幾らなのか、何人なのか、そして基本給は幾ら上がるのか、答弁がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 人事秘書課長。

○人事秘書課長（山本晴彦君） まず1点目、大変失礼いたしました。私は、確認日のほう

を28年2月1日と言ったつもりが、1月1日と発言したようですので訂正をさせていただきます。28年2月1日でございますので、私の発言が1月1日ということを行ったようでございますので、大変失礼いたしました。私の書類上2月1日になっておりますので、おわびを申し上げます。それから、職員の給与改定の影響ということでございます。その影響額と人数というふうに理解しております。

まず、影響額につきましては、あらましのほうの7ページのほうにございますように、給料表の改定による、いわゆる金額的な影響額については550万円上がるということになっております。これが、この上がる対象者が何人かというのは、211人ということでございます。なお、今言いましたのは、給料の金額的に実際の支給額の影響額でございます。今回の法律の改正は給料表を変えております。給料表の改定につきましては、全職員が上がっております。ですから、対象者につきましては323人ですかね。全職員ですから、323人ということでございます。その違いは何かと申しますと、差額、給料表としては変わるわけなんですけど、実際の支給につきましては、27年4月1日に給料改定のほうをさせていただいたときに、1.9%の平均ですけども減額がございました。ただし、それについては30年3月31日まで現給を保証するという附則がございましたものですから、仮に40万円の職員、26年度40万円の給料表でもらっていた職員が、27年4月1日の改定で39万円ほどに仮に減額をされた場合でも、現在、支給は前の給料40万円で支給をしているという、そういう現給保証をしておりますので、先ほど申し上げましたように給料表の改定は全職員給料表の進級は上がっております。

基本的に1級の者であると2,500円、それから2級、3級、4級、5級と上に上がっていくにつれて1,100円という2つの、これが人事院勧告に基づく表現でございます。そういった意味で、冒頭で言ったこのあらまは実際の支給金額の影響額、給料表の改定という法律の改定については全職員、というふうに御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 要は、今回の給与改定と給料表の見直しというような形で、冒頭申し上げた本俸の引き上げを受ける職員は、基本的には全員対象だけでも差っ引いちゃうよと。それは後ほども申し上げますけれども、323人中211人が本俸の引き上げを受ける職員の数ということと、もう一つは、その金額につきましては2,500円から1,100円、この範囲ですよと。323人のうち211人、つまり漏れた人間については、昨年の人管の中で減給。減給というのは2つ意味合いが、同じ字というよりも、読み方は同じ減給にしても2つあると。1つは、減らしちゃうよと。増減の減と、給料を減らしますよということと、もう一つの現給というのは、現在の給与額を保証しますよという2つの意味合いがあるわけですが、こうしたときに、先ほど申し上げた323人中211人が給料表の改定によって2,500円から1,100円アップしますよと。それ以外の人間については減給しますよと。差っ引きますよと。だがしかし、現在の給料は保証しますよというのがあると。これは先ほど答弁がありましたように、これ3年

間の時限立法ということですから、もうこれは現在の見直しをされた内容から含めていくなれば、2017年で完了するわけですね。15、16、17と、これ3年間ね。で、これは完了すると。そうしたときに、元の給与、現在は困っているから1.5%カットするよという形の中で現給保証という形を絡め手でやってるけれども、この減給制度が、給与を減らすという制度がなくなる、1.5%ピンはねという関係がなくなったときに、じゃあ、それはさかのぼって減給、いわゆる現在の水準で人管の関係が保証されてくるのかどうなのかと。こういう点について答弁がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 人事秘書課長。

○人事秘書課長（山本晴彦君） ただいまの御質問につきましては、現給、26年度末の給料表の現給というものを保証するという部分が、附則で30年3月31日で終わったときに、現給がその先保証されるのかという御質問だと受けとめさせていただきます。

それにつきましては、明確な回答はしばらくはわかりませんが、現在の給料を下げた減額、給料表を下げたところ、それから給料表を見直されて今回提案させていただいている給料表の傾向を御説明させていただきますと、まず、そもそも給料を減額する改定をしたときに、72人につきましては減額されていない。給料表イコールまたはそれ以上ということでございまして、22.4%ぐらいはそもそも給料は減らされている改定ではなかった。それはお若い方ということで御理解いただければと思いますが、それから減給を、今回、御提出させていただきました給料表の改定により、26年末の給料表の金額を上回ることができた、現給はもう既に超えたという者については23人、7.2%でございます。

それで、今、お尋ねの質問に影響してくるわけですが、それではまだ現給が保証されてなくて、町が26年末の給料表の金額を補てんしている対象者は226人おります。ただ、この人数については、給料表の比較で御理解いただきたいと思っております。この226人、70.4%の者が、29年度末までに元の26年末の給料表の金額になるかと申しますと、全員なるということは考えにくいと思えます。それは、具体的に全てを試算できてないわけなんですけど、その理由は、例えば課長補佐が管理職に昇格しますと、これは現給を超えることとなりますので、そういうものは対象になってこない。人事、昇給、昇格というのが大きく影響してまいりますので、給与の改正によって全員がクリアできるかどうかというのは見込めません。

ただ、なぜ見込めないかという分析をしたかという、私自身のことを考えたときに、この後残り28年、29年、2年の今の仮に給料表が毎年改定されたとしても、昇格がない限り元の金額には戻らないであろうと。ですから、26年末で私がいただいておりました給料表の金額まで毎年若干ずつ上がったとしても、今の上げ幅では到達できないと思えますと、この226人のうちどのくらいかというのは先ほど申し上げましたように、昇給、昇格等が関係するので申し上げられませんが、全員が現給が保証されることは見込めないということでございます。

以上です。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、差引くよという減額をしたことによって、今現在の給料、

現給の関係は保証しますよというのが基本的な考え方なんですよね。それが2017年には終わりますよと。終わったら、そこからスタートちゅうのは理屈に合わんわけであるね。減額をしましたよと、差引きましたよといったときに、現給保証をしたときにこの制度が終わったときには、それはどこからスタートするのかと。スタートが食い違えば、その差ちゅうのはずっと続いていくわけですよ。だから、そこらへんはきちっとした答弁がいただきたいということと、もう一つは、最後のほうであなたが答弁をされたその対象者という点からいくと、55歳以上は基本的に昇給停止だと。さらに管理職、6級以上の管理職については1.5%の減額という形の中でやってきたときに、そのしわ寄せがどこに行くのかと。どこに行くのかと言ったら、6級以上の、6級以上という形の表現が適切かどうかはともかくとしまして、保育園に働く保育士。その保育所の中でも、その対象になるのが園長ですよ。園長がその対象になってくる。そうしたときに、そういう人たちへの影響はどうする、出てくるのかと。その影響については、どういう形で保証をしていくのか答弁がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 人事秘書課長。

○人事秘書課長（山本晴彦君） 現給保証のその先はどういうふうにスタートするのかという、まず1点目の御質問につきましては、この人事院勧告の中で国が言われているのは、総合給与の給与制度の総合的見直しという表現がされております。その見直しとはどういうものかと申しますと、先ほど言った6級以上の55歳が昇給停止であったり1.5%のカットであったり、それから今回の給料表の上位の者が間差額が低いということも含めるのは、背景には民間との差の分析を人事院がされた結果、管理職と限定するわけではありませんけど、年齢が高い者、職責が高い者のほうが民間に比べて高く、若い人が低いということ、そういう民間との格差を是正することを目的に、上の者の給料を下げようとするものでございます。この30年3月31日までの現給保証につきましては、その人事院勧告の文章を見させていただく中では「激変緩和」という表現が使われていることから想定しますと、一旦下げたものをある程度の期間緩和をするけども、最終的には下げることが目的としているように感じられますので、今、この時点で私が、公事の動向がその先も最終的に保証されるかどうかということところは申し上げられないという回答になります。

もう一点のほうは、仮に保育士の園長という形の職名を出されて御質問をいただいたわけですが、園長につきましては御承知のとおり課長補佐級でございます。仮に私と同年の者でも、園長であっても、課長補佐級というふうに本庁では現実位置づけがされております。このことにつきましては、職員組合との団体交渉においても協議を、私自身させていただいたところでございます。管理職への昇格というものを検討してないわけではないということですが、今の制度では仮に園長という表現をさせていただきますけども、につきましては、その園長については保証するという事は言えないので、今後検討するとすれば、園長の管理職への検討を進めることぐらいが、今、ここで私が答弁できる施策ということで御理解いただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 職員給与というのはなかなか、私も民間において、今、公務員の給

料というのはわかりにくいというのが実感ですが、ただ、今あなたの言われた形の中でいきますと、2つの方法で賃金が抑えられる場合によってはカットされるという方法があるというふうに言われると。それが、1つは55歳以上については一斉に昇給停止の対象ですよということですよね。その上、さらに6級以上つまり主幹以上は1.5%減額をしますよという形の中でダブルでくる。そうしたときに、あなたが言われた人勧による勧告みたいなものがあると。それは民間との格差を是正するためだということを言っておりますが、そうしたときに、いわゆる今のような形の中で官と民がバランスをとることは、それは一番に重要ですよ。しかし、民が下がったら官も下げるといって、そういう引き下げ競争は1つは「悪魔のサイクル」というふうに言われるわけですが、どんどんどんどん下げていく、アベノミクスの典型的なものですよね。口先はわあわあわあわあ言いながら正規職員はどんどん削って、非正規職員、いわゆる身分が不安定で待遇も極めて劣悪と、そういう人間ばかりふやして雇用がふえたよふえたよというのがアベノミクス。

今回の関係からいけば、そういうような民間との格差を是正するためにだという形で、55歳については昇給停止だよと。6級以上の主幹以上は1.5%減額するだよと。こういったときに、それは形としては官民格差の是正だと言いながら、実態的にはそういう対象の人たちの生活水準を引き下げていく。きょうかあしただったと思いますが、どこかのテレビで「官製のワーキングプア」というの放映されるんで私は期待をしとるわけですが、今、ワーキングプア、つまり働く貧困層をつくり出している、その大きな役割を果たしているのが官製だよ。つまり官の仕事。官が一生懸命ねワーキングプアづくりをやっている。それを一生懸命後押しをしているのが安倍政権、アベノミクスという形の中の一環として、今回の公務員の関係の給与の実態は、先ほどあなたも言われたように、この対象になるのは323人だよと。しかし、実際に給与が上がる、給料表の本俸が変わってくるのは211人だよという形ですよ。そうしたときに、そこから漏れた人たちは昇給停止。さらに6級以上は1.5%の減額だよという形の中でやっていくという点からいけば、私は非常に問題が大きいなと。幸田町がどうするこうするというでなくてね。

今の安倍政権、アベノミクスが、どんどんどんどん笛や太鼓で私の成果だと言っておりますけど、その実態はそうなんだよということにつながるわけですが、そうしたときに先ほど申し上げた1つは減給、給料を減らすというのは2017年に終わりますよと。終わった段階で、その現給の保証をする。いわゆる今度は現在の給与の保証という点でいけば、あなたの答弁からいけば、じゃあこういう人たちはどうするのかと。6級以上はなぜ、主幹以上はなぜ減額しなきゃならんのかということなんです。役職のポストについたら本俸を減らされちゃうと。これは理屈に合わんわけですよ。という点では今後、どういう方向性を持ってこの問題に対処されるのか、その方向性を示していきたい。

○議長（浅井武光君） 人事秘書課長。

○人事秘書課長（山本晴彦君） ただいまの御質問につきましては、本町だけでなく各自治体の課題であるというふうに認識しております。給料が下がったことへの生活への影響

という部分もございしますが、組織というものを維持する中で、確かに下から上がってきて上の者が昇給停止になりますと、給料表上、並んでしまったり逆転現象が起こったりすることも、今後、想定されるわけでございます。そのあたりについては課題があるという認識がございまして、それをどのようにするかというところについては、今現在も検討をしているところです。今すぐこうするというものはございませんが、一つ今の制度の中で可能性があるのは、本庁が28年4月1日から実施予定の勤務評定から人事評価制度への切りかえ、こちらのほうの中で今後、成績や業績等の評定結果を人事考課に影響させるという部分がございしますので、そこで管理職の成績というものをどういうふうに考えるかということが、一つ手法としては検討の材料だと思っております。ただ、人事院勧告等、給料表等、法律につきましては、国家公務員並びに愛知県と人事院勧告に倣って準じているところがございしますので、制度自体を、本町でその給料を保証されなくなってしまうときに独自に保障するということは、今、ここで検討も含めて考えられておりませんけれども、今、議員がおっしゃられたように、下がったままのものが見込まれるという中で国がどうお考えになるかは別にして、今後、その対応をシミュレーションをして検討していきたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 伊藤議員の質問は終わりました。

ほかになければ、以上で第3号議案の質疑を。

4番、鈴木君。

○4番（鈴木重一君） 今までお聞きしてましたけど、私も民間出身ということで、初めてこういう公務員の給与体系を見させてもらいました。私なりにちょっと質問をさせてもらいたんですけど、3番のほうですね。職員の体系給料表を見てみますと、ちょっとわからない点は、号給で言いますと125号までありまして、職務の級が7級までと。単純に言いますと、例えば初任給の関係でお聞きしますと、中卒は多分ないと思えますけど、高卒、それから短大、大卒は、この号給でいうとどこからスタートをするのか。まず知っていないとなかなかわからないものですから、それをお聞きしたいということと、それから、職務の級は1級から7級まで。これは私が考えるには、役職の関係で、この7級までであるのではないかというように思いました。それから、先ほど来の質問の中に、50歳以上昇給停止ということがございます。それから、給料も下がる、カットということですけど、これがいいものかどうかということが、私は考えます。

実は、今や大体働く人は65歳まで。定年と言われても60が定年。じゃあ、55から昇給停止で、あるいは多少下がるということが本人にとってみて、あるいは、この役場にとってみて、モチベーションというんですか、これが給料が下がることによってあるのではないかというように思います。ですから生活のほうでも、55歳はまだまだ大変な人がおるかというように思います。そういう面でいきますと、これがいいものかどうかということが疑問に思います。

もう一つお聞きしたいのは、この幸田町の職員の給料体系というんですか、水準がほかの町に比べて多いのか少ないのか。数字的にはお答えしていただかなくていいんですけど、どの程度なのかがわかれば教えていただきたいというように思います。

以上です。

○議長（浅井武光君） 人事秘書課長。

○人事秘書課長（山本晴彦君） それでは、まず、1点目が初任給ということであったと思います。初任給につきましては、金額はちょっとわからないのですけれども、級号給がさっと言えないのでちょっと申しわけないわけですが、まず、金額を先に申し上げさせていただきたい。職員の初任給は、27年4月1日現在ですが大卒で18万800円、これは、今回の提案させていただいた新しい給料表ではなくて、前の給料表です。1の29号給でございます。それから、高卒のほうは14万6,500円で、1の9号給であります。それから、短大が、金額のほう、申しわけない、短大が今さっと出てきておりませんが、短大の初任給もまた別でございます。今現在、さっと出せなくて申しわけありませんが、まずは初任給の大卒と高卒が手元にさっと回答できるものを申し上げさせていただきます。

次に、給料表における職責ということでございました。こちらのほうは、職務の級になっておりますけれども、法律の説明ではなくて肩書のほうで申し上げますと、1級は主事でございます。それから、2級につきましても主事でございます。3級になりますと主査という職務になります。4級になりますと主任主査、それから園長補佐というものがございます。5級になりまして、同じく園長補佐にも5級の園長補佐がおります。それから、5級の中に園長もいらっしゃいます。それから、課長補佐というものがおります。そして、6級になってここから管理職になりますが、主幹から課長から次長という職がございます。7級は部長という形に。現在の在籍する職名、そのほか消防士等、名称がございますけれども、今の職名で御理解いただければと思います。

続きまして、55歳の昇給停止、それから1.5%の給与の減額について、いいものかという御質問には非常に答えにくいところがございますが、私たち地方公務員でございますので、国の公務員同様、法律上、準じていきたいという部分がございますので、その上では法律に準じたものであるとしか言いようがございません。ただ、職員の立場からすれば、やはり上で職責が高くなったときに、やりがいたとか、やる気だとかという部分では、確かにさみしいという声を聞いたことはございますが、ただ、やる気と仕事のやりがいというのは給料だけの部分ではないというふうに理解しておりますので、6級以上の職員については仕事と施策と住民サービスの満足という部分で頑張っているというところで御理解いただきたいと思います。

それから、幸田町のこの組織の給料体系と申しますか、状況が、他の市町村と比較して高いのか低いのかというところだというふうに思います。こちらのほうが、公表しております広報だとか、インターネットとかで公表しております平均年齢と給料という部分が、一般の方が目にする機会にはございますが、ただ、平均年齢が違うものですから、平均年齢が高ければ、やはり見た目の給料が高くなってしまいますので、一概に言えません。それで、この場で申し上げられるとしたら、全国で自治体の状況を評価するに当たって、ラスパイレス指数というものを使っております。それを参考にさせていただくと、幸田町は現在99.4というラスパイレス指数。国を1としたときに99.4というところで、それが、例えば県下の他の町村と比較すると、本町は高いということが言えますので、本町が低いという部分はないかと思えます。

全てが即答はできなくて大変恐縮ですが、ひとまず、ここで今さっと答えられるのは以上でございます。

○議長（浅井武光君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木重一君） ほとんど答えていただきました。

これでいきますと、確かに幸田町の給料水準が高いということになるだろうと思いますが、あくまでこれ、人事院勧告というものがありますから、それに基づいてということもあろうかというように思います。あとは、年齢給はわかるんです。それから、職によつての給料体系ということになるとは思いますけど、先ほどちらっと能力給、人事考課を行つて、能力給を今現在取り入れているのか、今後取り入れるのか。その点だけお聞きして終わりたいというように思います。

○議長（浅井武光君） 人事秘書課長。

○人事秘書課長（山本晴彦君） 人事評価制度のことでございます。

現在、人事評価というものをしておりますが、今言いました能力評価と業績評価と、先ほど発言させていただいた今の勤務評価の制度は、いわゆる能力評価というふうに、全く同じものではないんですけども、傾向としては同じ種類のものでありますから、今、その部分は現在も行っていると。この28年4月から義務化される人事評価制度につきましては、それにプラス業績評価を加えた形で評価をなさうという部分でございますので、能力評価については全く同じものとは言いませんが、同様のものを現在も行っていると御理解いただきたいと思つております。

○議長（浅井武光君） 4番、鈴木君の質疑は終わりました。

ほかにありませんか。

なければ、以上で第3号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託省略についてお諮りをいたします。

ただいま議題となっております議案を会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（浅井武光君） 異議なしと認めます。

よつて、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、上程議案3件について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅井武光君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅井武光君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決の方法は、起立によって行います。

第1号議案 幸田町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第1号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第2号議案 幸田町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第2号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第3号議案 幸田町職員の給与に関する条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第3号議案は、原案どおり可決されました。

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は終了いたしました。

お諮りいたします。

今期臨時会において議決された議案中、条項、字句、数字、その他整理を必要とするものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（浅井武光君） 異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他整理は、議長に委任することに決定をいたしました。

これにて、平成28年2月19日に召集された第1回幸田町議会臨時会を閉会といたします。

閉会 午前 9時55分

○議長（浅井武光君） 閉会に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） 平成28年第1回幸田町議会臨時会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶をさせていただきます。

議員の皆様方におかれましては、早朝より御出席いただき、終始御熱心に御審議いただき、私どもが提案させていただきました全議案とも可決、承認を賜りましたこと、心から感謝、お礼を申し上げます。ありがとうございました。

成立いたしました各議案の執行に当たりましては、本議会での審議の際にいただきました御意見、御提言等を重く受けとめ、十分留意いたし、適正な執行運用に努めてまいり所存でありますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

今臨時会の冒頭挨拶でもお話しさせていただきましたが、インフルエンザが大流行しております。議員におかれましても、第1回の議会定例会も控えているところがございますので、お体には十分御留意いただきまして、町政発展のために特段の御指導、御尽力を賜りますようお願いを申し上げまして、本臨時会閉会に当たってのお礼の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（浅井武光君） 議員各位には何かと御多忙中、熱心に御審議を賜り、議事進行に御協力いただきまして、まことにありがとうございます。

理事者におかれましては、成立した案件、議案の執行に当たっては適切に運用されますようお願いいたします。

大変御苦労さまでした。

これにて散会といたします。

ここで1点、御連絡を申し上げます。

この後、午前10時10分から議会運営委員会を開催いたしますので、議員は第2委員会室にお集まりください。

どうも、大変御苦労さまでした。

ありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成28年2月19日

議 長

議 員

議 員